

相続税の連帯納付義務履行の延滞税見直し

相続税については共同相続人に連帯納付義務があります。そのため、納税できない他の相続人の相続税まで負担しなければならなくなる可能性があり、従来よりこの規定の廃止等を求める声が多く上がっていました。

この問題を改善するために、平成23年度税制改正では、相続税の連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に負担する延滞税についての見直しが行われました。

1. 相続税の連帯納付義務

同一の被相続人から相続又は遺贈、相続時精算課税贈与により財産を取得したすべての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、当該相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずることとされています（相法34）。

2. 改正の背景

日本税理士会連合会は、次のように連帯納付義務制度の廃止を建議してきました。

13 相続税の連帯納付義務制度を廃止すること。

連帯納付義務には、当初の申告時に納税義務者が連帯納付義務を十分に認識しておらず、また、共同相続人の納税義務の履行状況がわからないという問題がある。

また、延納の許可を受けている場合には、行政庁が担保を徴収しているにもかかわらず、共同相続人は、長期間にわたって連帯納付義務を負うことになる。

未分割財産がある場合などを除き、相続税の連帯納付義務は廃止すべきであり、少なくとも一定の期間制限を設ける必要がある。また、延納の許可があった場合にはその時点で連帯納付義務を免除すべきである。

【平成23年度・税制改正に関する建議書（平成22年6月24日）】

3. 現行制度の概要

相続税の連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に負担する延滞税は、2ヶ月間は「4%＋日銀基準金利」が適用されますが、2ヶ月経過後は14.6%となっていました。

相続税の申告期限から長期間経過した後に連帯納付義務が顕在化した場合には、延滞税だけでも高額になるケースがあり、連帯納付義務により納付を行わなければならない共同相続人にとっては極めて過酷なことでしたが、これまでの訴訟では納税者敗訴とされてきました。

平成18年（行ウ）第753号相続税督促処分取消請求事件

（平成19年12月12日東京地裁、平成20年6月25日東京高裁、平成20年11月4日最高裁上告不受理）

「相続税の徴収の確保を図る観点から、各相続人等に特別の責任を負わせた相続税法34条1項の連帯納付義務の性質に照らせば、相続人が、本件相続の開始後長期間を経過した後に他の相続人の相続税について連帯納付義務に基づく徴収権の行使を受けることは、相続税法が当然予定した事態というべきであるし、原告らの連帯納付義務の存在又はその範囲を定めるに当たり、被告が本来の納税義務者であるAから滞納国税を徴収することが可能であったか否かや、被告がAから滞納国税を徴収することができなかった理由等が影響を及ぼすものではない。」

4. 改正の内容

相続税の連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に、本税に併せて納付する延滞税については、一定の要件の下、これを利子税に代えることにより税負担を軽減する特例が設けられました。

すなわち、利子税＝4%＋基準利率が適用されることになり、平成 23年4月1日以後の期間に対応する延滞税について適用します。

